議会倫理条例の運用事例

3か月後に「選挙」を控えたタイミングに 「電話番号わかりません」の発言で 審査会にかけられて・・・・・

愛西市議会議員 吉川 三津子

審査請求提出までのこと

- 1. 私のプロフィールと活動
- 2. なぜ倫理条例ができたか
- 3. 審査請求提出までのこと

市民活動

1. 私の活動「市民活動と議員活動の2足のわらじ」で課題解決 ~ 平成8年から市民活動 + 平成15年から議員に

《地元で・・・》

・ 平成8年~現在 子どもたちのために環境・健康・自立を守る市民活動 高齢者支援活動 産業廃棄物施設反対運動 環境保全活動

《県下・全国で・・・》

「廃棄物処分場問題全国ネットワーク」、「ダイオキシン・処分場問題愛知ネットワーク」「女性を議会に!ネットワーク」などの役員や代表を務めてきた。現在も支援活動継続。



- ・ 平成15年~立田村議 平成17年~愛西市議に
 - 一人会派で、情報公開請求や監査請求などもし、

よいことはよい、ダメなことはダメ!とはつきりと考えを示してきた

2. 「議会議員政治倫理条例」を制定した背景 н24年(2012年)

・「議会基本条例」が絵に描いた餅になってはいけない まずは、実行できることを具現化しようと見直しを開始

議会基本条例制定への 準備として

- ⇒ 市長の諮問機関の委員にならない
- ⇒ 農業委員にならない
- ⇒ 委員会視察の報告書作成 倫理条例制定 etc

倫理条例 当時の 議論

請負契約で1親等内親族は避けるべきではないか [

しかし、「自分の親が該当してしまう。避けてほしい」 「自由な立候補の権利が奪われる」と議員からの声 条例に 含まれな かった



しかし、今回、私に対しては・・・

審査請求前のできごと」

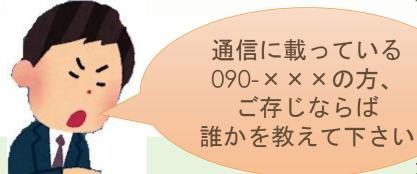
- 愛西市議会の情報公開度、県下ワースト4 (女性を議会に1ネットワーク、オンブズマン調査)
- 「議会放映を求める請願」 を不採択に (私が紹介議員)

《議会での審議・反対理由》新聞報道

- ・議会への請願は、 「憲法違反だ!」 「自治法違反だ!」
- 時期尚早だ

《愛西市議会を知ろう会》

個々の議員の発言を掲載した「議会ウォッチング通信」



全員協議会で、 なりすまし疑惑を かけられる

2021年(令和3年)6月23日(水曜日)

の発言があったのは、

亲斤

是引

い紹介によって、議会に請

書を提出できる。

請願は二十二日の定例会

議長室に呼び出しを受け、説明して終わった

「審査請求前のできごと」(続)

- 4 特定の市民団体のことで、事実誤認の一般質問
 - ⇒ NPOから、発言取り消しを求める文書提出 (2021年12月議会) 「発言者が取り消しをしない」からと議事録に残ったままに

(※一般質問に関係のない「後援会の看板の写真や後援会報告書 等」が資料として配布されたので、私からも回収を求めた)

倫理審査会にかけられる



あなたが投票した議員は、議会でどんな発言をしてますか?

放映されていない委員会・本会議での「びっくり発言集」

市民の権利である情報公開制度を守る請願」も提出されました。

ことを求める内容でしたが、なぜかこちらは「継続審査」になり

ました。併せて珍発言をご紹介です。

憲法を正しく理解で きない方が議員

びっくりです。4年以上前

に協議されたことが、何

も実現してないから、請

請願への賛否表明●

誠子

沂藤

鷲野

《あいさいクラブ》 山岡 幹雄 大宮 吉満

《公明党》

竹村 仁司 髙松 幸雄

《無会派》 馬渕 紀明

《無会派》

吉川 三津子

請願紹介議員 《共産党》

加藤 敏彦

河合

高松議員:間違った憲法解釈で、議論を混乱

- 「憲法上、議会に請願を出すのはおかしい」
- 「請願ではなく、議会の委員会で協議していくもの
- ・「紹介議員が、議会での協議のことを説明し 請願者に取り下げてもらうべきだった」

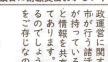
配布済みの資料の数字を質問

- ・「自治法とか憲法とか、わからないことが多い

馬渕議員:「予算もかかる。<

:「運用マニュアル、ホームページを

事前に調べて、議会は 来るべきでは?



私の携帯に登録されていない 会の代表者の番号でもない

私が違反しているとされた条項

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として<u>品位と名誉を損なう行為</u>、職務に<u>不正等の疑惑をも</u>たれるおそれのある行為</u>をしない。

【問題とされた行動】

全員協議会で、市民発行通信の連絡先(携帯)が誰か知らないと言ったこと

●証拠

この電話番号の人は、政治団体の代表・政治団体の看板が立っている 請願の紹介議員にもなっている。⇒ 親しい関係だ。知らないわけがない

<u>事実誤認</u>

政治団体の代表の番号ではない。市民団体の代表でもない。 代表でもない。 私の知らない電話番号 だった。

第6条 議員が役員をし、又は実質的に経営に携わる法人その他の団体は、指定管理者となることができない。

【問題とされた行動】

NPOが指定管理をしている児童館トイレを議会でとりあげた NPOの人と視察に行った 他

- ●証拠
 - 一般質問議事録・NPOのブログ 他

<u>事実誤認</u>

- ●児童館トイレ改修の要望はしていない。用を足しているのがみえるトイレ問題をとりあげることが利益誘導にあたるのか。
- ●NPOのブログに、視察投稿はない。

倫理審査会がはじまってからのこと

~ 市民の方々は、チラシ配布・署名集め・傍聴で支援 ~

- ① 要請文を提出
- 2 私のどの行動が問題なのか・・・行動の特定要求
- **3** <u>弁明</u>したが、「行動の特定事項」以外のことまで質問を受ける (再弁明を要求するが、認められず)
- 4 事実誤認の結論、倫理審査会が出す
- ⑤ 議長と倫理審査会長に、事実誤認を指摘した文書を提出 ⇒ 再検討を求めたが、会長「もう終わったことなので再検討しない」 (市民団体から、事実誤認を指摘した意見書が提出されているが無視されている)
- 6 議長室で口頭注意を受ける 議長発言:「審査会にかけることか・・・」

① 直ちに、要請文を提出しました (1月24日)

- ① 委員の除斥要求 (審査請求者が5名、過半数の委員を占めた)⇒実現せず
- ② 学識経験者(弁護士)の助言請求 ⇒ 実現せず
- ③ 弁明に必要な資料の開示請求 (条例違反になる行動の特定)
- ④ NPOに関する研修会の開催請求
- ⑤ 陳述、弁明に先立つ対象議員からの求釈明を求める
- どの行動が「品位と名誉を損なうような行為」に該当するのか。
- どの行動が「職務に関して不正等の疑惑をもたれるおそれのある行為」に該当するか。
- NPO役員であることを示す資料の提出を求める。
- どのような行動が実質的経営に携わっていると評価できるのか、根拠となる資料の提出を求める

3 弁明

「行動の特定事項」以外まで質問あり



様式第3号(第5条関係)

令和4年1月13日

審査請求書

(宛先) 愛西市議会議長

(審査請求議員署名欄) 要西市議会議員 (審査請求代表者)

同原於可

同 佐藤信男

旧附不产到

愛西市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり愛西市議会政治倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象となる	吉川三津子議員
議員の氏名	,
審査請求の対象となる	愛西市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号
事由の該当条項	愛西市議会議員政治倫理条例第6条
審査請求の対象となる	別紙資料
事由の内容	
審査請求の対象となる	別紙資料
事由を証する資料	

NPO法、 詳しくない ので説明し て下さい

後援会の 看板は いつから 立てている のですか?



発行者が 誰か、いつ 知ったの か?

◇議員生活19年。看板立てた日など覚えていません。

◇ 発行者は「愛西市議会を知ろう 会」です。質問が変です。



反問権もなく、事実誤認の質問に は、答えられませんでした。 改めて、弁明の場を求めましたが、 却下されました

議会でとりあげた 「永和児童館」のトイレの写真

アコーデオンカーテンが紐で 吊り下げられ、用をたしているのが 見えてしまいます。

子どもにも人権があります。 こんな状況を、見て見ぬ振りをせ よ!ということでしょうか。



愛西市議会政治倫理審査会報告書まとめる



- ・電話番号『わかりません』は 品位と名誉を損なう
- ・『NPO実質経営者』は疑惑を 持たれない行動を取るべきだった
- ・報告書をまとめたので、議長が条例違反かを判断すべき

「専門家からの意見書と助言」



「倫理審査条例」を研究する大学名誉教授からの助言

本条例は、政治倫理を確立するための条例である。

議員でない市民の表現活動に適用することはできない。従って、本件審査請求及び審査会設置は違反・無効であるから直ちに解散すべし。

なお、被審査請求者議員は、請求者に対し損害賠償を請求すべきである。

「NPO」を研究する大学名誉教授から、審査会に意見書提出

法で地方議員が兼業を禁止されているのは、その自治体の請負をする法人の 取締役、執行役、監査役やこれらに準ずる者。特定非営利活動法人に即して言 えば、理事や監事を務めることができないと理解すべきである。

NPO法人の制度では、会員(社員)やボランティアは経営者としての立場にあたらず、理事会、理事長、事務局長の指揮のもとで活動に参加するに過ぎない。

なお、地方議員がボランティア等としてNPO法人に関わることは、議員として 市民の活動についての識見を高める意味でむしろ望ましいことと考えられる。

審査請求の対象と なった議員の氏名	吉川三津子 議員 「連絡先」を 尋ねられた
審査請求の対象となった事由の該当条項	愛西市議会議員政治倫理条例第4 愛西市議会議員政治倫理条例第6条
審査請求の対象と なった事由の内容	(第4条第1項第1号) 令和3年7月と9月の「議会フォッチング通信」の発行者 「愛西市議会を知ろう会」の連絡先について、令和3年8月6 日(金)の全員協議会でわかりませんと答えたこと。
	(第6条) 千葉県船橋市に NPO 法人が国土交通省補助事業の居住支 援の関係で視察に行き、NPO 法人のブログに吉川三津子彦
	が「ラッキー富士山が見えました。居住支援の勉強と現場見学に向かっています。その後のブログは、吉川三津子議員は、なんだかできそうと自信持てました」同行した方が「1月になったら動き出しましょう」に対して吉川議員が「〇〇さん頑
,	張ります。とのやり取りがあり、吉川三津子議員は居住支援 事業で報酬を受領した事と、すでに居住支援事業を行っている NPO 法人の経営に携わっていると思われること。NPO 法人が指定管理業者になっている永和児童館のトイレ改修要望

いうこと。

を、平成30年6月の一般質問で議員が取り上げたことが議員

と NPO 法人の経営に実質的に携わっているのではないかど

事実誤認のまま処分されました

NPOのブログにこのよう なことは書かれていません。 書いてあるのは、私個人の facebookと 福祉事務所の社長個人の Facebookです

> 私は、永和児童館を 特定して質問をしていませ ん。議事録をみればわかる ことです。

2.25

議会ウォッチング通信7月号(議会の正式な議事録が作成される前に、議会での各議員の発言内容を掲載)の発行者の電話番号について、8月6日開催の全員協議会において、山岡議員が、この発行者が誰か知っているかと質問したところ、吉川議員は、「わかっ」

そもそも、8月6日の全員協議会の場で、成立 グ通信を話題として、吉川議員に質問したのであり、実質 には「議会ウォッチング通信の発行者がだれかを知っている か」と質問し、吉川議員は「議会ウォッチング通信の発行者 がだれかを知らない」と答えたことになる。現に、吉川議員 は、2月10日の審査会において、当時はわからないと答え たが、今は誰かを知る。これである。

本来であれば、議会公式の物 いては、事後においても、自身が誤りこかに訂正すべきであり、この点、吉川議員のこう、 不誠実であった。条例第4条に規定する、市民の代表者として品位と名誉を損なう行為に抵触する部分があった。

2 条例第6条について

審査の過程において、吉川議員は、自身が法令上 NPO 法 人の経営には関われないことを主張した。

しかしながら、吉川議員は、12月8日の一般質問において、「現在も環境、介護、子育で、まちづくりなど市内5つの市民団体で活動しながら議員活動をするといった市民活動と議員活動の二足のわらじで愛西市の課題に取り組む生活をしております」と指定管理者(NPO法人)の活動に主体的に関わっているかのような発言を議会の本会議の場で行っている。また、吉川議員は指定管理者(NPO法人)、活動内容について自身のSNSを通じて市民に広く発信している。加えて、吉川議員と指定管理者(NPO法人)との関係を疑わせる内容が記載された、市民からの匿名の投書が議会に届いていたこともあった。

確かに当該NPO法人の役員になっていないことは確認できたものの、こうした吉川議員の一連の言動は、市の指定管理者(NPO法人)の経営に実質的に携わっているとは判断できなかった。

市民団体の目を摘む

請求理由では
「連絡先」を尋ねたと明記しながら、結果では「発行者」に置き換わっている

2月9日、市民団体がら意見書

発行者は「団体」、連絡先は 会員の勤務先の電話番号を借 りたものであると説明。

吉川にも送信。吉川も2月10 日に知ったのである。

5つの市民団体で活動して いる吉川議員について 当団体がなぜこんな指摘を 受けるのか!

最後に

- 口頭注意となって思ったこと
- ・ コロナで厳しい生活をしている人たちがいる中、こんなことで時間を使ってよいだろうか。
- これ以上続けたら、市民は、たわいもない喧嘩としか思わないのではないか。
- 「結論に間違いがある」と言っても受け入れない議会。挙げた手が下ろせないということか。
- 私の反省
- 今までドロドロとしたことは、市民に知らせてこなかった。今後は、知らせる努力をすべき。
- 次の世代にバトンタッチするためにも、頑張らねば!!!
- みんなに感謝
- ・ 市民の方々が、議会を知る機会になった。署名集め、ポスティングなど新しい活動があちこちで生まれたようです。みんなに感謝!これからも一緒にお願いします!
- ・ 同じ思いをしている全国の議員の方に感謝

理不尽な ▼「愛西市倫理審査会」

第5回 2月22日(火) 午後2時より開催

※傍聴にお出かけ下さい。



みつこは つぶれま せん!

署名、ありがとう! 傍聴、ありがとう!